

# 令和3年6月1日より施行された 飼養管理基準の具体化についてのお知らせ

令和3年4月に「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」が新たに制定され、令和3年6月1日より施行されました(一部の規定については経過措置等が設けられています)。

改正内容のうち、動物取扱業者が遵守すべき主な7つの項目についてお知らせします。

対象は？

## 犬猫を取り扱う事業者すべて

- 第一種動物取扱業者(犬猫の販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、競りあわせ業、譲受飼養業)
- 第二種動物取扱業者(犬猫の譲渡し業、保管業、貸出業、訓練業、展示業)

## 1

### 飼養施設のケージ等の大きさの基準が定められました

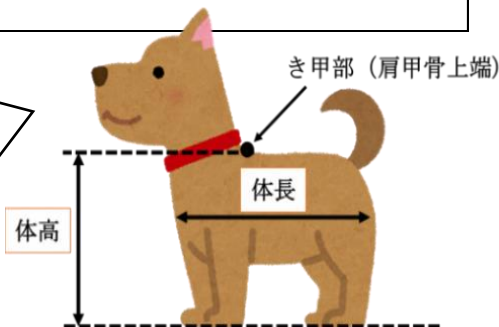
#### 【基準となるケージの大きさ】

分離型ケージの大きさ			
	タテ	ヨコ	高さ
犬	体長の2倍以上	体長の1.5倍以上	体高の2倍以上
猫			体高の3倍以上 棚を設け、2段以上の構造とする
一体型ケージの大きさ			
	床面積		高さ
犬	分離型ケージサイズの6倍以上 <small>※複数飼養の場合、3倍×頭数分</small>		体高の2倍以上
猫	分離型ケージサイズの2倍以上 <small>※複数飼養の場合、分離型ケージサイズ×頭数分</small>		体高の4倍以上 2つ以上の棚を設け、3段以上の構造とする

「寝床・休息場所」と「運動スペース」を分ける場合(以下、分離型ケージ)と一体とする場合(以下、一体型ケージ)のどちらかの基準を満たす必要があります(既存事業者は令和4年6月1日から適用)。  
※傷病動物の飼養保管又は動物の一時的な保管等特別な事情がある場合を除きます。

#### 【体長・体長の定義】

体長: 胸骨端から座骨端までの長さ  
体高: 地面からき甲部までの垂直距離



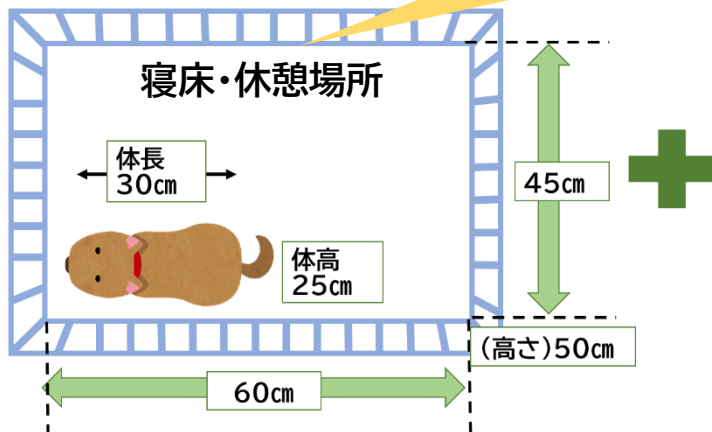
1

## 飼養施設のケージ等の大きさの基準が定められました

～分離型ケージの基準(例:ケージ飼養等)～

### 分離型ケージで犬を1頭飼養する場合のイメージ

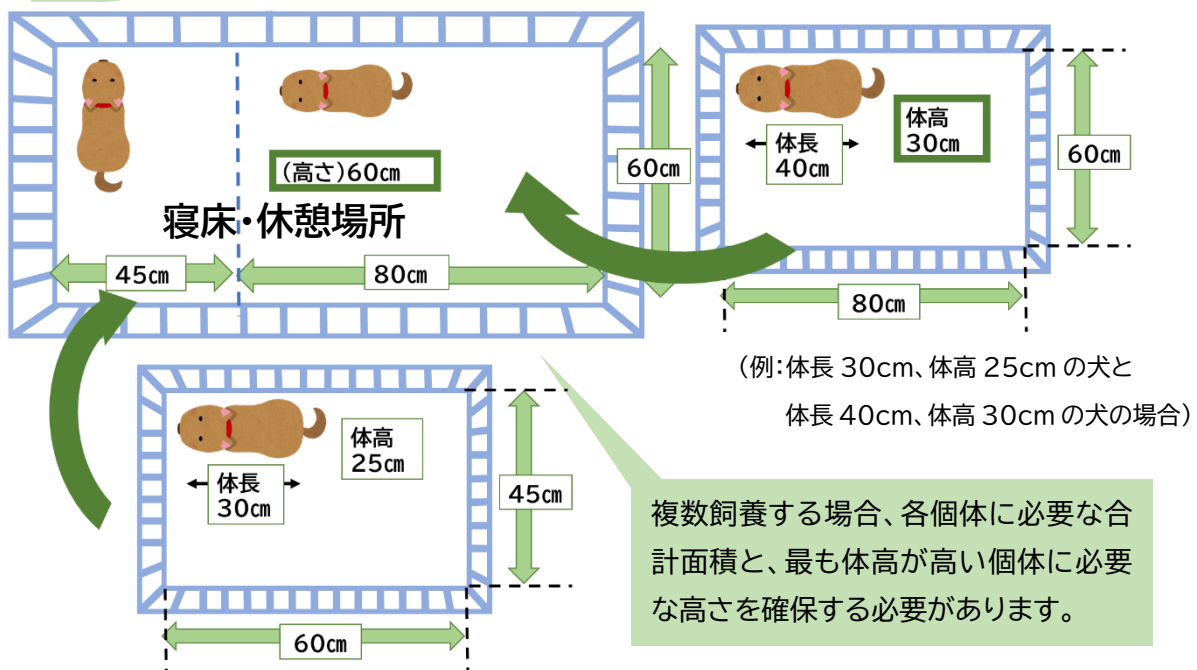
寝床・休憩場所と運動スペースの両方が必要



### 運動スペース

「運動スペース」の面積は、「一体型ケージの基準」と同一以上の面積が必要。また、常時犬猫が運動できる状態で維持管理すること、一日3時間以上の運動が必要。

### 分離型ケージで大きさの異なる犬を2頭飼養する場合のイメージ



複数飼養する場合、各個体に必要な合計面積と、最も体高が高い個体に必要な高さを確保する必要があります。

### 【ケージ等及び訓練場の構造等の基準】

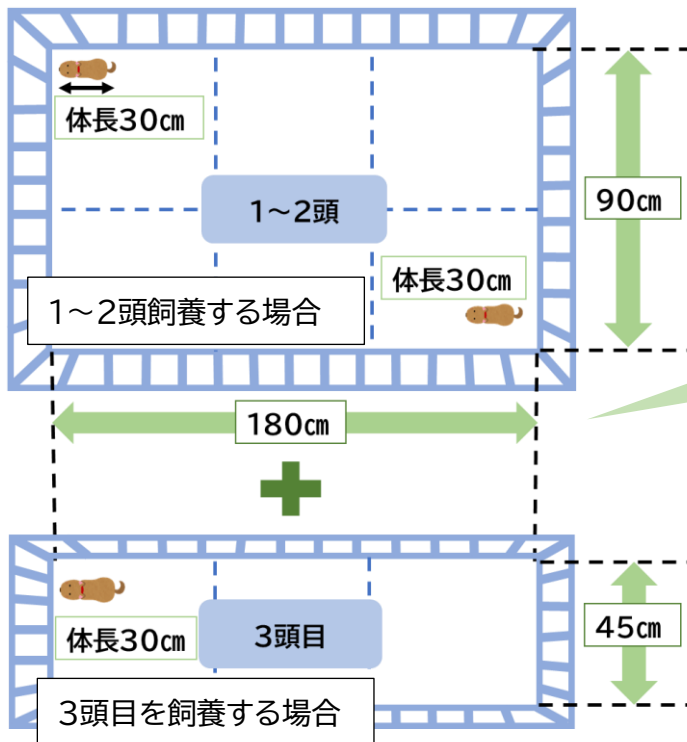
金網の床材としての使用は禁止(犬又は猫の四肢の肉球が痛まないように管理されている場合を除く)、錆、割れ、破れ等の破損がないこと。

# 1

## 飼養施設のケージ等の大きさの基準が定められました

～一体型ケージの基準(例:平飼い等)～

### 一体型ケージで犬を飼養する場合のイメージ



一体型ケージとは、「寝床・休息場所」と「運動スペース」が一体的に備わったケージ等を使用するものを言う。

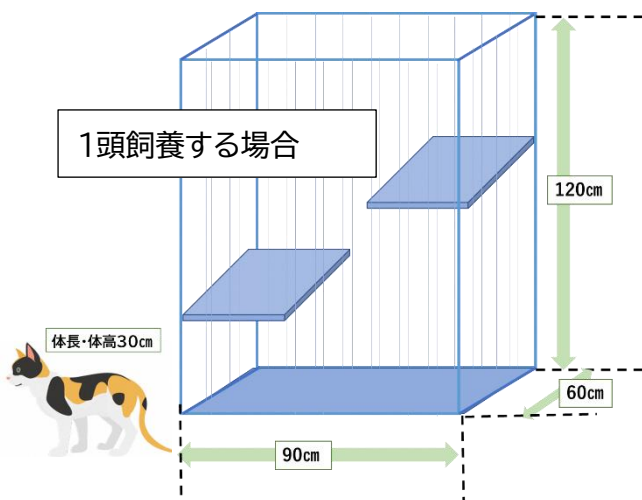
一体型ケージで複数飼養する場合は、**犬**:床面積は、「分離型ケージサイズの3倍以上」×「頭数分」(※1)。高さは、最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保する必要があります。

※1 床面積は同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上必要

一体型ケージで複数飼養する場合は、**猫**:床面積は、「分離型ケージサイズの面積以上」×「頭数分」(※2)。高さは最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保する必要があります。

※2 床面積は同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上必要

### 一体型ケージで猫を飼養する場合のイメージ



### 【繁殖時の親子の同居】

一体型ケージで親子を飼養保管する場合に限り、子は頭数に含めません。親子以外の個体の同居は不可。

## 2

### 常勤の従業員1人当たりが飼養保管できる動物の数の上限が設けられました

- ◆犬:1人当たり20頭(うち繁殖犬15頭)が上限
- ◆猫:1人当たり30頭(うち繁殖猫25頭)が上限

※いずれも、親と同居している子犬・猫や、繁殖に用いなくなった引退犬猫は数に含めません。(その飼養施設にいるものに限る)

※犬と猫の両方を飼養保管する場合の1人当たりの上限は別表参照。(＜補足＞図表 26)

※新規事業者は、令和3年6月から完全適用されています。

また、既存事業者は段階的に適用し、令和6年6月から第1種動物取扱業にて完全施行され、令和7年6月から第2種動物取扱業において完全施行されます。(＜補足＞図表 25)

## 4

### 動物の健康管理方法に新たな基準が追加されました

- ◆ 1年以上継続して飼養保管を行う犬猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- ◆ 繁殖の用に供する犬猫については、上記の健康診断の際に雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

## 3

### 飼養する環境の管理基準が具体化されました

- ◆ 飼養施設に温度計・湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じる恐れがないように飼養環境を管理すること。
- ◆ 臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。
- ◆ 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

## 5

### 動物の展示や輸送方法の基準が具体化されました

- ◆ 犬又は猫を長時間連続して展示する場合(販売・展示)、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中で展示を行わない時間を設けること。
- ◆ 飼養施設に輸送された犬又は猫(販売・貸出・譲渡し)については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る)を目視により確認すること。

## 6

動物を繁殖させる際の基準が定められました  
(販売、貸出、展示)

## 【犬猫の生涯出産回数と交配時の年齢の基準】(令和4年6月から適用)

	生涯出産回数	メスの交配時の年齢
犬	6回まで	6歳以下 ※7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
猫		6歳以下 ※7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

## 【犬猫を繁殖させる場合】(令和3年6月から適用)

- ア 必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ又は助言を受けること。
- イ 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- ウ アの健康診断、イの帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。
- エ 繁殖実施状況記録台帳へ交配時の年齢、生涯出産回数を記入すること。

## 7

動物の愛護及び適切な飼養についての必要な基準が  
具体化されました

- ◆ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
  - ✓ 被毛に糞尿等が固着した状態
  - ✓ 体表が毛玉で覆われた状態
  - ✓ 爪が異常に伸びている状態
  - ✓ 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- ◆ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- ◆ 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。(既存事業者は令和4年6月1日から適用)
- ◆ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

# 経過措置について

	R3.6	R4.6	R5.6	R6.6	R7.6
飼養施設の管理等	・ケージ等の大きさ ・分離型ケージでの運動時間		適用		
	・ケージ等・運動場の構造等	適用			
従業者の員数	第一種動物取扱業者	段階的適用		適用	
	第二種動物取扱業者		段階的適用		適用
繁殖に関する規定	・メスの交配年齢 ・出産回数	適用			
	・その他 年1回健康診断 帝王切開 記録台帳への記載 等	適用			

出典:「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」

図表25

図表25 第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る飼養保管頭数の経過措置

第一種動物取扱業			図表26	別表
施行日	犬(うち繁殖犬)	猫(うち繁殖猫)		
R3(2021).6	—(経過期間)	—(経過期間)	—	—
R4(2022).6	30頭(25頭)	40頭(35頭)	①	別表第一
R5(2023).6	25頭(20頭)	35頭(30頭)	②	別表第二
R6(2024).6	20頭(15頭)	30頭(25頭)	③	本則別表

第二種動物取扱業			図表26	別表
施行日	犬(うち繁殖犬)	猫(うち繁殖猫)		
R3(2021).6	—(経過期間)	—(経過期間)	—	—
R4(2022).6	—(経過期間)	—(経過期間)	—	—
R5(2023).6	30頭(25頭)	40頭(35頭)	①	別表第一
R6(2024).6	25頭(20頭)	35頭(30頭)	②	別表第二
R7(2025).6	20頭(15頭)	30頭(25頭)	③	本則別表

※図表26注釈

犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)を除く。

1人当たりの飼養又は保管をする犬又は猫の頭数に対して、猫又は犬の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。網掛けは基準省令本文に規定。

図表26

図表26 犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの飼養保管頭数の上限

図表26-① 1人当たり犬30頭、猫40頭 図表26-② 1人当たり犬25頭、猫35頭 図表26-③ 1人当たり犬20頭、猫30頭

飼養または保管する犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
0	うち繁殖の用に供する頭数	0	うち繁殖の用に供する頭数
0	0	40	35
1	1	39	34
2	2	38	33
3	3	37	32
4	3	36	31
5	4	35	30
6	5	34	29
7	6	33	28
8	7	32	27
9	8	31	26
10	9	30	25
11	10	29	24
12	11	28	23
13	12	27	22
14	13	26	21
15	14	25	20
16	15	24	19
17	16	23	18
18	17	22	17
19	18	21	16
20	19	20	15
21	20	19	14
22	21	18	13
23	22	17	12
24	23	16	11
25	24	15	10
26	25	14	9
27	26	13	8
28	27	12	7
29	28	11	6
30	29	10	5
	30	9	4
	31	8	3
	32	7	2
	33	6	1
	34	5	0
	35	4	0

※附則別表第一をもとに作成

## 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限について

犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る)は、出生後56日を経過しない犬又は猫を販売等することができなくなりました。

### <天然記念物指定犬の特例措置(附則)>

文化財保護法の規定により、天然記念物に指定された犬(指定犬※)の繁殖を行う犬猫販売業者が犬猫等販売業者以外に指定犬を販売する場合、出生後49日を経過したもの

※秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

## 犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着の義務化等について

令和4年6月1日より、犬猫等販売業者については取得した犬又は猫への個体識別のためのマイクロチップの装着が義務付けられます。

一般の飼い主等についても所有する犬又は猫へのマイクロチップの装着の努力義務が課せられます。また、所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、当該犬又は猫について飼い主情報、マイクロチップの識別番号等を環境大臣に登録することが義務付けられます。

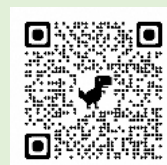
## 詳細は Web をご覧ください

### 参考

環境省ホームページ:

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針  
～守るべき基準のポイント～」

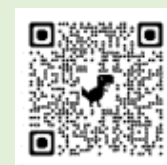
[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0305a.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html)



福岡県庁ホームページ:

「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(動物取扱業に係る飼養管理基準、幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/210601shiyoukanrikizyun.html>



### 問い合わせ先

各管轄の保健福祉(環境)事務所にお尋ねください。(連絡先は下記の URL に掲載)  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/animalhandlingbusiness-type1-regguide.html#6>

